

横須賀市保育所等及び認可外保育施設における業務効率化推進のための 補助金交付要綱

(総則)

第1条 保育所等又は認可外保育施設においてICT化を推進し、保育士や保育従事者の業務負担の軽減及び事故防止を図るため、ICT化推進のための保育業務支援システム（以下「支援システム」という。）の導入に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 市内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置される保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定により設置される幼保連携型認定こども園、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち横須賀市以外の者が行うものをいう。

(2) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）

(補助対象)

第3条 補助の対象となる経費及び要件は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助の対象となる経費の総額と別表2に定める補助基準額のいずれか低い額に対して別表2に定める補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第2号に掲げる書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書（第2条に規定する補助の対象となる経費かどうか判断できる内訳が記載してあるものに限る。）
- (2) 第2条に規定する要件としての機能を満たすことを証明する書類

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書は、支援システムの導入が行われ、当該費用を保育所等及び認可外保育施設が事業者に支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が3月の場合は3月末日）までに提出するものとする。

- 2 規則第10条に規定する市長が定める書類は、領収書等の補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写しとする。
- 3 保育所等はシステム導入によるその効果等について別途定める報告書を提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

種別	要件	経費
保育所等	<p>1 支援システムが次の機能のうち 1 つ以上の機能を有する機能を搭載していること。</p> <p>① 保育に関する計画・記録に関する機能 ② 園児の登園及び降園の管理に関する機能 ③ 保護者との連絡に関する機能</p> <p>2 ②の機能のシステムを導入する場合は、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画（注）にシステムを活用した安全管理の取り組みについて明記されていること。</p>	<p>保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進事業）を実施するために必要なシステム導入費、リース料、工事費、使用料及び賃借料、購入</p>
認可外保育施設	<p>1 支援システムが次の 2 つの機能のうち、いずれかの機能を有する機能を搭載していること。</p> <p>①園児の登園及び降園の管理に関する機能 ②保育に関する計画・記録に関する機能</p> <p>2 ①の機能を有する機器を導入しない場合は、児童福祉法第 59 条の 2 に基づく届出を行っている認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日付雇児発 0121002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設とする。</p> <p>3 ①の機能のシステムを導入する場合は、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画（注）にシステムを活用した安全管理の取組について明記されていること。</p>	<p>システム導入費、リース料、工事費、使用料及び賃借料、購入</p>

(注) 安全計画

- ・ 保育所及び地域型保育事業所：「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 92 号）」において、各施設において策定することを義務付けることとされた安全計画
- ・ 幼保連携型認定こども園：認定こども園法第 27 条の規定により準用する学校保健安全法の規定に基づく学校安全計画
- ・ 認可外保育施設：「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）の（別添）認可外保育施設指導監督基準において、各施設において策定することとされた安全計画

別表 2 (第 4 条関係)

基準額	補助率
<p>1. 保育所等における業務の I C T 化を行うためのシステムの導入</p> <p>A 保育に関する計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能</p> <p>(1) B の機能を導入する場合 (①及び②を別々に算定)</p> <p>① B の機能に関する部分 (嵩上げあり)</p> <p> 端末購入等を行わない場合 1 施設当たり 200,000 円 端末購入等を行う場合 1 施設当たり 700,000 円</p> <p>② B 以外の機能を併せて導入する場合 (嵩上げなし)</p> <p> < 端末購入等を行わない場合 ></p> <p> A 又は C の機能を導入する場合 1 施設当たり 200,000 円 A 及び C の機能を導入する場合 1 施設当たり 400,000 円</p> <p> < 端末購入等を行う場合 ></p> <p> A 又は C の機能を導入する場合 1 施設当たり 200,000 円 A 及び C の機能を導入する場合 1 施設当たり 300,000 円</p> <p>(2) B の機能を導入しない場合 (嵩上げなし)</p> <p>① A 又は C の機能を導入する場合</p> <p> 1 施設当たり 200,000 円</p> <p> 併せて端末購入等を行う場合</p> <p> 1 施設当たり 700,000 円</p> <p>② A 及び C の機能を導入する場合</p> <p> 1 施設当たり 400,000 円</p> <p> 併せて端末購入等を行う場合</p> <p> 1 施設当たり 900,000 円</p> <p>2. 認可外保育施設における機器の導入</p> <p>① 園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する場合</p> <p> 1 施設当たり 700,000 円</p> <p> ※システムのみ導入する場合 1 施設当たり 200,000 円</p> <p>② 園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入しない場合</p> <p> 1 施設当たり 200,000 円</p>	<p>3 / 4 (4 / 5 (注))</p>

(注) 以下の場合、補助率を 4 / 5 に嵩上げする。

- ・ 「1. 保育所等における業務の I C T 化を行うためのシステムの導入」において、「B 園児の登園及び降園の管理に関する機能」を導入する場合における当該 1 機能部分 (併せて端末購入等を行う場合も含む)
- ・ 「2. 認可外保育施設における機器の導入」において、園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する場合 (併せて端末購入等を行う場合も含む)